

令和8年度

事業計画



日本赤十字社 石川県支部
Japanese Red Cross Society

赤十字の基本原則

- 人道** 赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字は、すべての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。
- 公平** 赤十字は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。
- 中立** すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。
- 独立** 赤十字は独立である。各国赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字の諸原則に従って行動ができるよう、その自立性を保たなければならない。
- 奉仕** 赤十字は、利益を求めない奉仕的救護組織である。
- 単一** いかなる国にもただ一つの赤十字社しかありえない。赤十字社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。
- 世界性** 赤十字は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

赤十字運動標語

人間を救うのは、人間だ。

Our world. Your move.

目 次

I 支 部 事 業	1
1 災害救護体制の整備	2
(1) 医療救護要員の養成	2
(2) 防災ボランティアの養成	2
(3) 救護装備の充実	2
(4) 救 護 訓 練	2
(5) 救援物資等の備蓄と配付	3
(6) 義援金受付窓口の開設	3
(7) 一般救護の実施	3
(8) 「ACTION！防災・減災」の更なる推進	3
(9) 赤十字看護師（救護員）の養成	3
2 救急法・健康生活支援講習等の普及	4
(1) 各種講習会の開催（支部主催）	4
(2) 指導員の派遣	5
(3) 指導員の研修	5
(4) 指導員の養成	5
(5) 講習普及重点ターゲットの設定	5
(6) 各種イベントにおける救急法等講習事業のPR	5
3 赤十字奉仕団活動の推進	6
(1) 地域赤十字奉仕団の活性化と結成の促進	6
(2) 赤十字ボランティアの研修	6
(3) 特別奉仕団の育成	6
(4) ボランティア活動のネットワーク化	7
(5) チャリティーバザーの実施	7
(6) 『ACTION！無病息災プロジェクト』の更なる推進	7

4	青少年赤十字活動の推進	7
(1)	青少年赤十字（JRC）活動の活性化	8
(2)	指導体制の強化と活動内容の充実	8
(3)	リーダーシップ・トレーニング・センターの充実	8
(4)	国際理解・親善事業の実施	8
(5)	「児童・生徒のためのBLS短時間プログラム」の実施	9
(6)	防災教育の推進	9
5	赤十字国際活動の推進	9
6	赤十字思想の普及と会員・活動資金（社資）の増強	10
(1)	赤十字運動月間における広報活動	10
(2)	年間を通じた広報・企画	11
(3)	赤十字活動資金（社資）の募集	11
(4)	企業との協働活動の取り組み強化	12
(5)	石川県日赤紺綬有功会による支援強化	12
II	医療事業	13
1	経営基盤の強化	14
2	安全・安心な医療提供体制及び人材育成の推進	14
3	地域に親しみやすい病院づくり	14
III	血液事業	15
1	安全な血液製剤の安定供給	15
2	献血者の安定的確保	16
3	効率的な事業運営	18
4	持続可能な血液事業（事業の活性化）の推進	19
5	造血幹細胞事業の推進	19

I 支 部 事 業

日本赤十字社は、1877年（明治10年）の創立以来、148年の歴史を刻み、現在では世界191カ国の国際赤十字の一員として、ウクライナやイスラエル・ガザでの武力紛争や、ミャンマー地震など世界各地で発生している自然災害で苦しむ人々に対して、医療救援や食糧支援、復興支援活動等を行い、開発途上国に対しては、災害対策、保健医療等への協力事業などの開発協力を行っています。

一方、国内においては地球温暖化などの気候変動による自然災害が各地で発生しており、日本赤十字社では、各県支部との連携のもと、救援物資の配分、医療救護班やこころのケア班の派遣、義援金募集などを実施してきました。

石川県では、令和6年1月の能登半島地震、同年9月には記録的な大雨が発生し、奥能登地域を中心に大きな被害を受けました。能登半島地震の発生から2年が経過しましたが、復旧・復興に向けた活動は、石川県における重要な課題となっております。石川県支部では、発災直後から県の災害対策本部と連携し、医療救護活動、こころのケア班の派遣、ボランティア活動、救援物資の提供、災害義援金の募集など、多岐にわたる人道的支援を展開してきました。被災者の生活の場が避難所から仮設住宅へと移りましたが、日赤は引き続き仮設住宅へボランティアを派遣するなど、被災された方々に寄り添って、被災地での活動を継続しております。石川県支部では、これからも「いどこで起きるかもしれない災害」に備え、災害救護体制の強化、救援物資の充実、そして防災・減災意識の向上に資する活動にも積極的に取り組んでまいります。

救急法をはじめとする講習普及事業については、「衛生講習会」（救急法を含む）事業を開始してから令和8年で100年目を迎えることから、とっさのときにそばにいる人が手を差し伸べ、正しく救助ができるように講習の拡充と普及に一層努めてまいります。また、北陸新幹線の敦賀延伸等に伴う外国人観光客の増加に対応して、令和7年度から観光関連業や外国人を対象とした講習を開催しており、引き続き拡充に取り組むこととしております。

赤十字奉仕団等のボランティアによる地域福祉活動や、青少年赤十字活動については、少子高齢化社会など地域課題の解決に向けて、会員をはじめ、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、住民、企業、行政、赤十字の4者が緊密に連携を図り、必要な事業の拡充強化に努めてまいります。

石川県支部では、これらの赤十字事業を円滑に推進するため、積極的な広報を通して、広く県民の皆様へ赤十字への理解を深めていただくとともに、活動資金となる社資の安定確保に努め、日本赤十字社本社や各都道府県支部、また、県内各地区・分区と密接な連携を図りながら、以下のとおり事業に取り組むものとします。

1 災害救護体制の整備

災害救護活動は赤十字本来の使命に根ざした活動であり、また、災害対策基本法、災害救助法等により防災関係機関として指定されていることから、災害発生時において、医療救護活動、赤十字ボランティアによる救援活動、救援物資の配付、義援金の受付け等を迅速かつ円滑に実施できるよう、体制の整備を図る。

(1) 医療救護要員の養成

救護班の看護師や主事として登録される事務職員等を対象に、災害救護に関する知識・技術の向上や意識の高揚を図るため「救護班要員研修Ⅰ」を実施する。

また、災害発生時に設置される災害救護実施対策本部の運営方法の確認及び本部業務に従事する要員の資質向上、日赤災害医療コーディネートチームとの連携を図るため、「支部災害対策本部運用訓練」を実施する。

さらに、本社等が開催する「日赤災害医療コーディネート研修」「こころのケア指導者養成研修」「救護班要員研修Ⅱ」に各要員を参加させ、より高度な知識・技術の習得を図る。

(2) 防災ボランティアの養成

「防災ボランティア活動推進計画」（平成16年3月1日施行）に基づき、災害発生時にボランティア・センターにおいて、ボランティアの活動をコーディネートできる防災ボランティア・リーダーを養成し、登録する。

(3) 救護装備の充実

市町に配備している災害救援車の更新に対して、購入費の3分の1（限度額70万円）を助成する。

(4) 救護訓練

広域相互支援体制を確立するため実施する、第3ブロック（東海・北陸8県）支部合同災害救護訓練に日赤災害医療コーディネートチーム及び救護班を参加させるほか、県及び金沢市消防局等が実施する防災訓練に、救護班要員、防災ボランティア、地元の奉仕団員等を積極的に参加させ、非常事態での対応能力を身につけるとともに、他の防災関係機関との連携を深める。

支部事務局災害対策本部運用訓練においては、北陸3県支部と合同で実施し、隣県支部との連携、知識・情報の共有を図る。

(5) 救援物資等の備蓄と配付

毛布・緊急セット等の救援物資を支部及び各地区・分区で備蓄し、災害発生の際、次の基準により被災者に配付する。また、昨年の能登半島における地震や大雨災害などを踏まえ、各地区・分区の備蓄体制を強化する。

配布対象	物資	配布基準
住宅が半焼・半壊・床上浸水等以上の被害を受けた世帯及び避難所に避難した世帯	毛布 または タオルケット	1人に1枚 (冬季は1人に2枚)
災害により孤立した世帯、又は避難所等に避難を要する世帯	緊急セット	1世帯に1セット
避難所に、集団で多人数が数日にわたって避難を要する世帯	安眠セット	1人に1セット

(6) 義援金受付窓口の開設

国の内外を問わず大規模な災害が発生したときは、県民から寄託される義援金を受け付けるため、支部及び各地区・分区に「義援金受付窓口」を開設する。また、12月には、「NHK 海外たすけあい」キャンペーンを展開し、広く県民に対し海外救援事業に係る募金への協力を呼びかける。

(7) 一般救護の実施

公共団体の要請に基づき、大規模なイベント等の会場に、救護看護師、奉仕団員等を派遣し、傷病者等に対する救護を行う。

(8) 「ACTION！防災・減災」の更なる推進

ボランティアや地域住民、企業、団体と連携して、地域の特性に応じた防災セミナーや子どもや外国人を対象とした楽しみながら学べる防災・減災イベント等を企画・運営することで、県民の防災意識の向上に努める。

(9) 赤十字看護師（救護員）の養成

救護員となる看護師を養成するため、石川県立看護大学、金城大学の看護学生に対し奨学金を支給する。

奨学金支給看護大学生（予定）

	1年生	2年生	3年生	4年生	計
県立看護大学	2	0	0	0	2
金城大学	0	1	1	1	3
計	2	1	1	1	5

2 救急法・健康生活支援講習等の普及

県民が人命を尊び、健康で安全な生活を送ることができるよう、赤十字救急法（AED講習含む）や赤十字健康生活支援講習等の講習会を実施する。

また、多くの方が気軽に受講できるよう、短時間で学ぶことができる、一次救命処置短期講習、高齢者やその家族、地域住民を対象とした健康生活支援講習、乳幼児の保護者やその支援者を対象とした幼児安全法の短期講習会を実施する。なお、自宅等でも受講ができる「オンライン講習」も引き続き開催する。

(1) 各種講習会の開催（支部主催）

ア 救急法

- 基礎講習 (4時間) 6回
- 救急員養成講習 (13時間) 5回

イ 健康生活支援講習

- 支援員養成講習 (10時間) 2回
- 短期講習（フレイルの予防） (90分) 1回
- 短期講習（認知症の予防と対応） (90分) 1回
- 短期講習（高齢者の避難生活と支援） (90分) 1回

ウ 幼児安全法

- 支援員養成講習 (14時間) 2回
- 短期講習（子どもの心肺蘇生法） (90分) 1回
- 短期講習（子どもの避難生活と支援） (90分) 1回
- 短期講習（子どもの応急手当） (2時間) 1回

エ 水上安全法

- 救助員Ⅰ養成講習 (21時間) 1回

オ オンライン講習

○ 救 急 法 (45分) 4回

○ 幼 児 安 全 法 (1時間) 4回

(2) 指導員の派遣

地域奉仕団や各種団体が実施する講習会に指導員を派遣する。

(3) 指導員の研修

救急法・健康生活支援講習等指導員の知識・技術の向上と指導体制の強化を図るため、指導員に対する研修を行う。

(4) 指導員の養成

救急法等講習の更なる普及拡大を図るため、「赤十字幼児安全法指導員養成講習会」を開催する。

(5) 講習普及重点ターゲットの設定

今後起こりうる大規模災害に備えて自助共助の考えを学ぶ健康生活支援講習や幼児安全法の「避難生活と支援」の拡充に取り組んでいく。

また、観光客の増加に伴い、外国人や観光関連団体を対象として、英語や中国語などにも対応した一次救命処置の講習を展開していく。

自宅やオフィス等でも簡単に受講できる「一次救命処置オンデマンド講習」「乳幼児の一次救命処置オンライン講習」も継続して開催し講習の普及に努める。

能登半島地震等により中断していた能登地域での講習会の再開と普及を推進していく。そのために指導員の育成や資機材の分地を計画的に実施していく。

(6) 各種イベントにおける救急法等講習事業のPR

広く県民に対し救急法等の知識・技術の普及を図るため、各自治体やスポーツ団体等が主催する啓発イベントに日赤ブースを出展し、心肺蘇生やAED等の体験を通して来場者に講習事業をPRする。

また、シニア世代の体力測定やフレイル予防、熱中症予防と対策などの短期講習を企画し、気候変動や高齢化社会における需要に応じていく。

また、令和8年度は赤十字講習事業100周年の節目を迎える。本社が全国で実施する100周年記念キャラバンに参画する等、講習事業の普及を推進する。

3 赤十字奉仕団活動の推進

赤十字奉仕団は、住民の身近なところで赤十字の人道・博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成された日本赤十字社における奉仕者組織であり、能登半島地震の被災地において様々な活動を行うなど、赤十字事業の推進に重要な役割を果たしている。

赤十字奉仕団には、市町の地域ごとに組織されている「地域赤十字奉仕団」、特殊な技術を活かして社会に奉仕する「特殊赤十字奉仕団」、勤労青年や学生により結成された「青年赤十字奉仕団」がある。

少子・高齢化など社会環境が大きく変化する中で、赤十字奉仕団の果たす役割はますます大きくなっており、奉仕団相互の連絡調整機関である「赤十字奉仕団石川県支部委員会」を中心にして奉仕団活動の活性化を図る。

(1) 地域赤十字奉仕団の活性化と結成の促進

県内 81 の地区・分区（うち金沢市 62 分区）のうち、47 地区・分区（うち金沢市 32 分区）において地域奉仕団が 50 団結成されているが（令和 7 年 12 月現在）、奉仕団員が地域のニーズを把握し、地区・分区と連携を図りながら活動していく体制の整備とともに、未設置の地域における結成への土壌づくりに努める。

(2) 赤十字ボランティアの研修

奉仕団活動の充実強化を図るため、地域格差を解消するための「赤十字ボランティア出前研修」や、各種イベント会場における救護ボランティアを養成する「救護ボランティア研修」を引き続き開催するとともに、従来からの、赤十字ボランティアとしての意識を高めるための「赤十字ボランティア基礎研修会」や、次代のリーダーを養成する「赤十字ボランティア・リーダーシップ研修会」を開催し、地域に根付いた奉仕団活動の更なる活性化や奉仕団相互の緊密化を図ることとする。また、各種研修会における指導者を養成するため、本社が開催する「赤十字ボランティア・リーダー研修」や「赤十字奉仕団支部指導講師研修」に奉仕団員を派遣する。

(3) 特別奉仕団の育成

特殊赤十字奉仕団 6 団及び青年赤十字奉仕団 3 団（令和 7 年 12 月現在）が、それぞれの特性に応じた活動を行っているが、実働可能な団員を育成するための研修会を開催するとともに、特殊奉仕団に対し活動資金を助成して活動の推進を図る。

(4) ボランティア活動のネットワーク化

各奉仕団が情報の交換により、活動のより一層の充実・拡大を図るとともに、災害発生時などに奉仕団相互の連携が円滑に行えるよう、共同イベントの開催、研修会等における交流、機関紙の発行などによりネットワークの形成に努める。

(5) チャリティーバザーの実施

平成 11 年度から、毎年 5 月の「赤十字運動月間」のキャンペーンの一環として、地域内の奉仕団が共同で行っているチャリティーバザーを引き続き実施する。

(6) 『ACTION！無病息災プロジェクト』の更なる推進

支部では令和 4 年度から、地域住民の健康増進を目的とした事業『ACTION！無病息災プロジェクト』を実施している。令和 4 年 4 月からかほく市奉仕団、令和 5 年 4 月からは鶴来ふれあい奉仕団が、遊休農地を活用した野菜づくりや、ノルディック・ウォーキング教室の開催などに取り組んでいる。令和 8 年度はこのような活動をさらに推進するため野菜づくり活動へ助成金を出すなど、地域住民の健康増進に努める。

4 青少年赤十字活動の推進

青少年赤十字（JRC）は、子どもたちが赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的として、さまざまな活動を教育現場で展開するものである。

これらの活動を実践するうえで掲げている「気づき、考え、実行する」という態度目標は、学習指導要領の総則にある「特色ある教育活動の展開」「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成」、また、道德教育の「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」に結びつくものである。

次世代を担う子どもたちが、青少年赤十字の理念を理解し、人道的活動を実践するために、教育現場における活動の普及啓発を図る。

(1) 青少年赤十字（JRC）活動の活性化

県内のJRC加盟校は186校（加盟率51.9%）であり、JRC活動を積極的に行っている学校がある一方で、JRC活動にほぼ取り組んでいない学校や加盟認識が希薄である学校も見受けられる。

令和7年度も、5年ぶりとなった昨年度に引き続き2泊3日のリーダーシップ・トレーニング・センターを開催し、子どもたちへJRC活動体験の場を提供することができた。来年度も、引き続き学校の活動にJRCを取り入れていただけるよう担当指導者との情報交換を行うことでJRC活動の活性化に努める。

(2) 指導体制の強化と活動内容の充実

青少年赤十字活動の普及促進を図るためには、活動内容を十分理解し、意欲をもって指導に当たる教師を多く養成する必要があるため、講習や研修により、指導者の増強に努める。

また、指導者の高齢化が進む中、新たな指導者を確保するため、青少年赤十字経験のある教師を訪問するなどし、協力を求め働きかける。

(3) リーダーシップ・トレーニング・センターの充実

児童・生徒の主体性や考える力の育成は教育現場でも求められており、リーダーシップ・トレーニング・センター（以下、トレセン）は、赤十字の基本原則や救急法の実習などを通じて人道的な価値観を身につけるほか、先を見越した行動を主体的にとる「先見」の意識付けやリーダーシップの取り方などを学ぶものである。

トレセン参加者や指導者に意義のある研修であると感じていただくため、ひいては、学校からのトレセン参加が継続していくよう、内容の充実に努める。

(4) 国際理解・親善事業の実施

青少年赤十字活動の実践目標の一つである「国際理解・親善」の一環として、12月の「NHK 海外たすけあい」街頭募金などを通して、国際協力について考え、理解する機会を提供する。

(5) 「児童・生徒のための BLS 短期プログラム」の実施

国内における更なる救命率の向上に寄与することを目的として、学校の児童・生徒に対する心肺蘇生教育を積極的に行う。

(6) 防災教育の推進

引き続き、災害からいのちと健康、安全を守ることを目的とした青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」と、支部オリジナル防災まちがいさがし〇×クイズと合わせた「ぼうさいまちがいさがし“きけんはっけん！”」（未就学児向け教材）の教育現場での普及を図る。

5 赤十字国際活動の推進

日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟との緊密な連携のもとに、紛争犠牲者や災害被災者等の救援のため、物資や資金の援助及び救護要員の派遣を行っている。

令和5年10月7日以降、イスラエルとガザでの武力衝突が激化して以来、現地の人道状況が日に日に深刻度を増している。特に女性、子ども、高齢者、けがや病気を抱えた民間人が苦しい状況にあり、一刻も早い人道状況の改善を必要としている。

また、ウクライナにおいても未だ続く戦闘により、一般市民の命は危険にさらされ、インフラや経済は混乱し、避難民を受け入れる地域でも、医療体制のひっ迫や食料安全保障の状況悪化などが報告され、紛争が中長期化すると共に人道支援のニーズは高まり続けている。

日本赤十字社は国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、および各国赤十字・赤新月社が実施する救援活動を支援している。

さらに、アジア・大洋州地域を中心とした開発途上国の赤十字社に対して、保健衛生、災害対策などの専門技術者の派遣や資金援助により、現地赤十字社と協力して災害、保健、食糧、貧困、教育などの問題解決に取り組んできた。

こうした日本赤十字社の国際赤十字に対する貢献は、世界191の国と地域に広がる「赤十字・赤新月社」の中で高く評価されている。

支部では、社資及び「ウクライナ人道危機救援金」、「イスラエル・ガザ人道危機救援金」、「NHK 海外たすけあい」募金など県民から寄託された救援金により、本社が行う国際活動を支援するとともに、第3ブロック支部共同事業として、引き続き、下記のとおり資金協力を行う。

- ① レバノン プライマリーヘルス・スケールアップ事業及び医療技術支援事業
- ② アジア・大洋州 給水・衛生災害対応キット整備事業
- ③ アフリカ地域 保健・教育支援事業

加えて、令和3年10月に長崎県から高校生平和大使を招いて七尾市の能登演劇堂で開催された「愛と平和の祭典 2021in NANA0」をきっかけとして始めた、愛と平和のワンコイン募金を引き続き行い、国内外で苦しんでいる人びとを救う国際支援活動や災害救護活動、青少年赤十字活動等に活用する。

6 赤十字思想の普及と会員・活動資金（社資）の増強

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である会員の増強と活動資金の確保は、もっとも基本的かつ重要な課題である。

このため、多くの県民の理解と共感を得て赤十字活動への自発的な参加を促進するとともに、活動資金の増強につなげるため、5月の赤十字運動月間に集中的な広報・募集活動を行うほか、年間を通して赤十字の活動情報を積極的に提供する。

(1) 赤十字運動月間における広報活動

5月の「赤十字運動月間」キャンペーン期間中は、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字に関連するイベント等が実施される。支部においても各種広報活動を通して赤十字の理解者を増やし、新たな支援につなげるよう努める。

- ア 広報誌「赤十字いしかわ」の発行
- イ テレビCM・ラジオCMによる活動資金への協力呼びかけ
- ウ 金沢駅鼓門等でレッドライトアッププロジェクトの実施
- エ 金沢駅もてなしドーム内にてタペストリーの掲出
- オ 地域で開催される活動資金募集説明会等における募集協力者への周知
- カ 地区分区の広報誌、ホームページ、CATVによる活動資金への協力呼びかけ
- キ 地区分区における懸垂幕の掲示
- ク 支部及び地区分区配備の災害救援車にマグネットシートを貼り付け、月間を広報

(2) 年間を通じた広報・企画

広報誌やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、支部が行う事業や活動を積極的かつタイムリーに発信し広く浸透させることにより、赤十字への更なる支援体制の強化を図る。令和9年度に日本赤十字社創立150周年を迎える機会を捉え、150年の歴史を紹介するなど、積極的な広報を展開する。

また、イベント等に参加し、赤十字の事業や活動を知っていただく機会を設け、赤十字への興味と関心を広げ、赤十字への理解促進につなげるよう努める。

① 支部広報誌、ホームページ、SNS等による広報

ア 支部広報誌「赤十字いしかわ」を充実し、本社発行の「赤十字NEWS」及び「Cross com-BOOK(クロスコムブック)」により、会員や活動資金協力者など広く県民に対し、赤十字の活動や資金の用途についての情報を提供する。

イ 支部ホームページ、Instagram、X(旧Twitter)、YouTubeなどフォロワーの拡大に努め、様々な世代への有益なコンテンツ配信の拡大や、日々の活動のタイムリーな発信に努める。

② マスコミを活用した赤十字活動の情報発信

③ 県の女性県政バスによる支部への視察見学の実施

(3) 赤十字活動資金(社資)の募集

地区分区の職員、町内会等の役員、奉仕団員等のご協力による地域に根差した活動資金の募集を基盤として、個々の利便性、ニーズに配慮した活動資金の募集方法を強化し、新たな協力者の確保に努める。また、社会貢献活動に取り組む企業・団体とのパートナーシップ事業を推進する。

① 個人を対象とした募集

ア 地区分区、町内会、地域奉仕団等の協力による戸別訪問による活動資金募集

イ 口座振替、クレジットカード決済等による活動資金協力の案内

ウ 過去協力者・有功会会員へのダイレクトメールによる活動資金協力の依頼

エ ゆうちょ銀行振込用紙を赤十字いしかわ秋号に添付し活動資金協力を勧奨

オ 遺贈・相続財産の寄付勧奨

(ア) 地方銀行及び信託銀行との連携

(イ) 税理士会、司法書士会、弁護士会との連携

② 法人を対象とした募集

- ア 県内法人へのダイレクトメールによる活動資金協力の依頼
- イ 活動資金協力法人に対する CSR の PR への寄与
 - (ア) 活動資金協力法人を支部ホームページに掲載
 - (イ) 支部ホームページにおけるバナー掲載、法人会員プレートの提供
- ウ 赤十字寄付金付自動販売機設置の拡充

(4) 企業との協働活動の取り組み強化

近年、社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会（地域）貢献活動を経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。支部では、企業の社会（地域）貢献活動の受け皿となる取組を提案し、多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。

また、広く企業の赤十字活動への参画を呼びかけるため、マスメディアや企業・支部ホームページによる協働事業の紹介を行う。

さらには、パートナーシップ協定を締結しているプロスポーツチーム「ツエーゲン金沢」「ハニービー石川」との連携で、日本赤十字社応援試合の実施による赤十字事業の PR や救急法等の普及、活動資金の確保にも努める。

(5) 石川県日赤紺綬有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会への加入を勧奨するとともに、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

また、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字への支援に対する意識の高揚を促す。

Ⅱ 医 療 事 業

高齢化社会が進む中、国は社会保障費の伸びを抑制しつつも、国民が安心して医療を受けられる医療制度を実現するため2年毎に診療報酬改定を行ない医療機関等の誘導を行っているが、令和6年度の診療報酬改定は、当院のような中規模急性期病院にとっては非常に厳しい内容となり、更に、近年における物価や人件費の加速度的な上昇が当院のみならず全国の医療機関等において経営を非常に困難なものとしている。

この様な状況下、国内の主要病院団体6組織が厚生労働大臣に対し、病院経営の危機的状況を訴えるとともに、令和7年度中の緊急支援策としての補助金交付に加え、令和8年度の診療報酬改定率10%超を求める緊急要望書を提出する事態となっている。

この緊急要望書に対する政府の対応については、令和7年度中の補助金交付や、令和8年度の診療報酬改定の内容等、その概要が明らかとなりつつあるが、現段階では、当院のような中規模急性期病院に対する制度の詳細までは見通せる状況になく、当院においては、この制度に関する詳細な情報をいち早く入手、分析し、医療政策に沿った適切な診療体制を構築することが非常に重要な課題であると感じている。

また、併せて、従前からの「紹介受診重点医療機関」としての更なる機能強化についても継続することとし、これまで以上に、近隣開業医との連携を強化し、積極的な紹介患者の受入れや、かかりつけ医への逆紹介等を推進するほか、近隣の救急隊との情報交換を密にするとともに、院内の受け入れ体制を整備することで救急患者の受入れ増加を目指すことにより手術件数や入院患者の増加を図り、併せて診療単価の向上を目指したいと考えている。

当院においては、令和8年度に行われる診療報酬改定を的確に取り込み収益増加への追い風にするとともに、コスト削減についても重要課題として捉え、全職員が一丸となり経営改善に向け努力を続けていきたいと考えている。

1 経営基盤の強化

(1) 医療スタッフの充実

- ① 医師の確保
主要診療科（内科、外科、整形外科）の医師獲得に向けた取り組みの強化
- ② 適正な人員配置による医療体制の強化
看護師、コメディカル（理学療法士・作業療法士等）の確保
- ③ 基幹型臨床研修病院としての体制強化による研修医の確保（2名）

(2) 病床機能の分化と連携強化の継続

- ① 紹介患者に重点をおいた外来機能の明確化及び入院機能の強化
- ② 紹介割合、逆紹介割合の向上（地域の医療機関や介護施設との連携強化）
- ③ 地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟の効率的な運用促進

(3) 経費削減対策

- ① 赤十字グループのベンチマークシステム及び委託業者（SPD業務）による共同購入システムを活用した医薬品・診療材料等の価格削減
- ② 近隣病院との情報交換による経費削減

(4) 診療機能の向上等

- ① 患者の苦痛軽減及び精度向上を目的とした上部消化管汎用ビデオスコープの更新
- ② 心臓カテーテル治療等の精度向上を目的とした血管造影装置の更新

2 安全・安心な医療提供体制及び人材育成の推進

- ・各種研修会等の積極的活用による、医療安全の確保と職員の能力向上
- ・医師・看護師等の負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備
- ・新人研修の充実による人材育成

3 地域に親しみやすい病院づくり

- ・健康講座及び地域に出向いての市民公開講座の実施
- ・地元商店街主催のイベント等への積極的参加
- ・積極的なボランティアの受入れ
- ・院内環境整備・患者サービス機能の向上

Ⅲ 血液事業

石川県赤十字血液センター（以下「石川センター」という。）の令和8年度血液事業の運営にあたっては、関係法令を遵守し、国、県、市町、医療関係者及び献血推進団体等との協力の下、東海北陸ブロック血液センター（以下「ブロックセンター」という。）や管内の地域センターと連携し、安全な血液製剤の安定供給と献血者の確保を着実に推進するとともに、効率的かつ信頼性の高い事業運営に努めるものとする。

令和6年1月1日に発災した能登半島地震により、現在も能登地域では、震災前と同水準の運行が難しい状況が続いている。しかしながら国、県、市町、医療関係及び献血推進団体等の各関係団体の迅速な支援により、本年度も前年度と同程度の献血者数を確保することができたところである。

令和8年度については、急速に進む少子高齢化に対応すべく若年層献血をより一層強化し、安定した将来の献血基盤の構築を図っていく。地域医療に欠かせない存在としてその役割を果たし、県民の生命と健康を守るための活動を推進していく。

1 安全な血液製剤の安定供給

(1) 需給管理の充実

- ① 医療機関との連携や情報共有の充実に努め、血液製剤の需給予測の精度向上を図るとともに、需要に応じた適切な採血を推進する。
- ② 医療現場のニーズに対応できる質の高い需給管理を行うため、職員の情報・意識共有の仕組みづくりや教育を推進する。

(2) 安全性の確保

血液製剤を保管する冷凍・冷蔵設備や運搬車両等設備機器の適切かつ確実な管理運用に努め、故障・緊急時の対応や安全運行等に関する教育訓練を徹底し、常に安全で高品質な血液製剤を供給する。

(3) 血液製剤の適正使用の推進

石川県合同輸血療法委員会の活動や石川センターでの研修を通じて、医療機関への情報提供や技術指導の充実に努め、適正使用の一層の推進を図る。

(4) 災害時等における体制の充実

- ① 今後も起こりうる自然災害、緊急事態に対し迅速な対応を可能とするため、東海北陸ブロックにおいて危機管理ガイドライン等に基づき、東海北陸ブロックセンター石川製造所や富山、福井両地域センターと連携し、北陸における安全・安心な輸血医療圏の構築や避難してくる輸血を必要とする患者の受け入れ体制を整備する。また、石川県内の防災組織、日本赤十字社石川県支部、金沢赤十字病院等と連携し緊急時の対応に備える。
- ② 新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安全・安心な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける体制を整備する。

2 献血者の安定的確保

(1) 普及啓発活動

- ① 新規キャンペーンの創設や既存キャンペーンの内容見直し等に積極的に取り組み、効果的かつ効率的な普及啓発活動を展開する。
- ② 若年層に対し、献血に関心を持ってもらえるよう情報誌等印刷物の発行に努め若年層献血者増加に繋げる。
- ③ ホームページやSNSの活用を図り、求められる情報がリアルタイムで簡便かつ正確に閲覧できるよう、管理の徹底や内容の充実に努める。
- ④ 献血に積極的に参加・協力する企業等である献血サポーターの周知を図り、参加企業等の増加に努める。
- ⑤ 近年需要が増加している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことを普及啓発資料等で周知する。

(2) 若年層献血者確保対策

- ① 小学生を対象とした献血ふれあい事業や中学生の職場体験事業を積極的に実施する。
- ② 高校生や大学生を対象とした献血セミナーの内容充実に努め、県や教育委員会に積極的に働きかけるなどにより、年間45回以上の開催を目指す。
- ③ 医療や福祉を目指す高校、看護学校、専門学校を対象に、授業の中で血液事業の見学・研修を取り入れてもらえるよう努める。

- ④ 移動採血の渉外活動において、事業主や献血担当者に対し若年層献血者確保の重要性を丁寧に説明し、協力を求め、若年層従業員への呼びかけ拡大、強化に努める。
- ⑤ 若年層のニーズにあった献血記念品の選定や若年層向けキャンペーンの充実、強化を図るなど、若年層の感性にマッチした広報活動の実施に積極的に取り組む。
- ⑥ 石川県学生献血推進委員会への協力や支援を通じて、同委員会が取り組む若年層献血推進活動の一層の活性化を促進する。
- ⑦ 大学・短大の教職員と学生による石川県学生献血推進連絡会と連携し、ボランティア学生の支援を強化する。
- ⑧ ブロックセンターや管内地域センターと情報・意見交換を行い、有効な若年層対策の実現に努める。
- ⑨ 数値目標として年間 2,311 人以上の 10 代献血者の確保を目指すとともに、20 代、30 代についても前年度を上回る献血者数確保に努める。

(3) 献血登録者の拡充

- ① 献血 Web 会員サービス（愛称名「ラブラッド」。以下「ラブラッド」という。）による複数回献血の協力促進及び必要な時における献血者の確保のため、「ラブラッド」への登録者の勧誘に努め、新規会員数 2,400 人を目指す。
- ② ラブラッドの公式アプリを新たにリリースして献血可能年齢未満や献血未経験者の若年層を主な対象としたスマートフォンアプリによる会員サービス「プレ会員」への登録を推進します。
- ③ HLA 型の登録者を募集し、高品質な血小板製剤の供給に努める。
- ④ Rh (-) の血液型の献血者の登録者募集に努める。

(4) 献血者の安全確保

- ① 献血時におけるインフォームドコンセントを徹底し、献血者の健康状態に十分配慮した採血に努める。
- ② V V R 等採血副作用の予防に細心の注意を払うとともに、副作用が発生した場合の措置について教育訓練を徹底する。
- ③ 採血担当職員の日本輸血・細胞治療学会が認定する「アフエレーシスナース（成分採血認定看護師）」の認定取得に積極的に取り組む。

(5) 献血者への健康管理サービス

低ヘモグロビン等により献血できなかつた献血申込者への栄養士による健康相談を実施し、献血不適格者への健康指導に努める。

(6) 災害時における献血の確保

- ① 出張所、移動採血車の展開。災害発生地域においても、出張所や移動採血車を迅速に展開し、献血募集を開始する。
- ② 緊急献血キャンペーンの実施。緊急献血キャンペーンを実施し、血液供給を促進する。その際、マスメディアやSNSを活用して、有用性を広く周知する。
- ③ 事前の血液確保。常時、十分な血液在庫の確保に努める。また、他の地域からの補助や輸送体制をシュミレーションし整えておく。
- ④ 医療機関との連携強化。献血組織と医療機関で災害発生時の血液需要や供給状況を共有し、協力して効果的な対応を行う。

3 効率的な事業運営

(1) 400mL 献血の推進

医療機関の需要に応えるとともに、効率的な血液事業を推進するため、全血献血は400mLを基本として全血献血に占める比率が97.4%以上となるよう努める。

(2) 移動採血1稼働あたりの採血効率の向上

移動採血の計画、実施にあたっては、配車先事業所への渉外活動やライオンズクラブ等献血協力団体との協力体制の強化等により、1稼働あたりの採血数を増やし、必要な血液量を確保するとともに稼働数の削減を図る。

(3) 献血ルームの事業改善

- ① 献血ルームの全血献血の向上に取り組むとともに、血液製剤の需給状況を踏まえた適切な成分献血者確保に努める。
- ② 移動採血車を含め「ラブラッド」を活用した予約献血を推進し、献血者の利便向上と献血者の安定確保に努める。

(4) 成分献血の効率化

- ① 血小板成分献血にあたっては、分割血小板採取の比率向上を図り、採取率 56.1% 以上を目指し血小板製剤の安定確保に努める。
- ② 循環血液量に応じた最大限の血漿確保を推進し、血漿成分献血における 1 本あたりの平均採取血漿量は 573.3mL 以上、血小板（血小板＋血漿）採血における 1 本あたりの平均原料血漿採取量は、分割製造用 188.8mL、非分割製造用 311.8mL 以上を目指す。

(5) 供給体制の効率化

- ① 臨時配送便を削減するための医療機関との協議を進め、定期便率の向上を図る。
- ② 輸血用血液製剤発注時における過誤発生防止、利便性の向上のために一層の Web 発注率向上を図る。

4 持続可能な血液事業（事業の活性化）の推進

(1) 人材育成・人事交流

職員の血液事業本部への研修派遣、ブロックセンターとの職員交流及び統一的な研修体制の整備に努め、職員の能力向上を促進する。

(2) 研修教育機能の充実

ブロックセンター石川製造所と連携し、血液事業全体を研修できる血液センターとして、研修医や保健学科学生、看護学生、高校生を積極的に受け入れ、血液事業の新しい担い手や安全な輸血医療の担い手を引き続き確保・拡充する。

(3) 経営改善の取組と事業運営の活性化

血液事業特別会計の継続的な財政運営を図るため、職員一丸となって「カイゼン」活動に積極的に取り組むとともに、事業評価結果に基づき事業の質的向上及び事業の効率化を推進し、事業運営の活性化を図る。

5 造血幹細胞事業の推進

石川県や県内ボランティア組織（はとの会）と連携して、骨髄バンク登録の支援に努め、登録者の増加を図る。



ハートちゃん

日本赤十字社公式マスコットキャラクター

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。